

ビジネスソース証明書 Type2 重要事項説明書

この度は株式会社日本電子公証機構（以下、「jNOTARY」という。）のビジネスソース証明書 Type2（以下、「Type2 証明書」という。）のご利用をお申込みいただきまして有難うございます。

Type2 証明書の重要事項につきまして以下にご説明申し上げます。Type2 証明書のご利用にあたり、特に留意すべき点を以下に記します。

Type2 証明書は、ご利用者個人が作成された電磁的記録について、その記録がご利用者自身によって作成され、また作成された時点以降に内容の改ざんもされていないこと（以下、「真正性」という）を、ご利用者自身の電子署名を確認することで証明するサービスです。

1. Type2 証明書ご契約に際して、個人または法人の实在確認をさせていただきます。

個人申請に関しては、「住民票の写し」「マイナンバーカードのコピー」「運転免許証のコピー」のいずれか1点の提出、捺印等、jNOTARY 所定の手続きをお願いします。

法人申請に関しては、法人および利用者の実在を確認するため以下の①か②の手続きをお願いします。

① 法人の情報が記載された公的書面（登記簿謄本など）のコピーまたは申込書に法人の情報を漏れなくご記載ください。加えて、ご利用者ごとに、個人申請と同様の書類いずれか1点（ご利用者が法人代表者の場合は、印鑑証明書に代えることもできます）の提出。

② 申込書に実印を押印したうえで、印鑑証明書の提出。（この場合、利用者に係る書類は不要です。）

虚偽の申込みや不実の証明をさせたことが発見された場合、jNOTARY は、直ちに証明を差し止めさせて戴きます。また、そのことによりもたらされる全ての結果の責任は申込者に帰し、jNOTARY は一切責任を負いません。

2. Type2 証明書はインターネットの利用を前提とし、電子的方法で提供されるサービスです。コンピュータ機器、周辺装置、ソフトウェア等、Type2 証明書ご利用の環境はご利用者の責任において設置設定していただきます。

3. Type2 証明書に登録されると、公開鍵暗号方式による電子署名を施すことができます。電子署名には、秘密鍵を用います。電子署名は、自署や押印に相当するため、ご利用者秘密鍵は非常に重要であり、秘密鍵が漏洩することのないよう、格



納されている記憶媒体は、ご利用者自身の責任において十分な注意をもって管理してください。秘密鍵の危殆化、ビジネス証明書の不正使用等に起因する損失及び損害等について jNOTARY は一切責任を負いません。

4. 秘密鍵が危殆化した場合、若しくは危殆化の恐れが発生した場合においては、ご利用者または法人の場合は申込責任者を通じてただちに、jNOTARY に対して Type2 証明書の失効を申請しなければなりません。
5. Type2 証明書を直接の原因として発生した損害に対して jNOTARY が負担する賠償額の総額は 1 Type2 証明書の金額相当を上限とし、いかなる場合もこれを超えることはありません。

ご利用者と弊社との契約内容については、「ビジネスユース証明書 Type2 検証者契約 (Type2 証明書 R P A)」及び「ビジネスユース証明書 Type2 認証業務規程 (Type2 証明書 C P S)」に規定されていますので、あわせてご精読ご理解の上、ご利用者、弊社ともどもこれら規定の遵守を約するものとします。

* jNOTARY では、自然人としてのご利用者個人が作成された電磁的記録について、その記録がご利用者本人に関わるものであり、また作成された時点以降に内容の改ざんもされていないこと (真正性) を、ご利用者自身の電子署名を確認することで証明するいわゆる「認証」業務 (電子署名及び認証業務に関する法律(「電子署名法」)によりその方法等が詳しく規定されています。) を、Type2 証明書とは別に、電子署名法認定の特定認証事業「iPROVE (アイプルーブ)」として提供しております。(jNOTARY は、この業務について平成 13 年 1 2 月に電子署名法特定認証事業の認定を受けております。)